

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

箱根町の子ども・子育て支援

子育て支援

0歳～未就園の児童とその家族に対し、憩いの場を提供します。
開所日 月～金曜日(祝日などを除く)
場所 仙石原子育て支援センター(仙石原幼児学園内)、湯本子育てサロン(湯本幼児学園内)
開所時間 9時30分～15時30分(12時～13時は閉所)

認定こども園・保育所

生後5か月から就学前の保育が必要なお子さんと3歳以上で保育または教育を希望するお子さんを対象としています。
 ●認定こども園(湯本幼児学園・仙石原幼児学園)
 ●保育所(宮城野保育園)

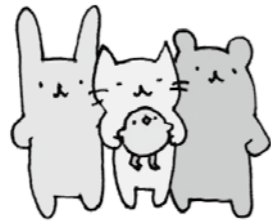
幼稚園

満3歳以上で教育を希望するお子さんを対象としています。
 預かり保育の時間を17時30分まで延長し、月曜日から金曜日まで実施します。
 ●幼稚園(箱根幼稚園)

子育て相談

子育てについての悩みや不安がある方からの相談を受け付けます。
場所 町立幼児学園・保育園・幼稚園、子育て支援課
対象 0歳～就学前の児童の保護者など
 ※希望する方は、電話などで事前に連絡してください。

特別保育



家庭の事情でお子さんを一時的に保育ができなくなった場合や、休日に保育が必要となった場合に幼児学園・保育園で預かります。

●一時保育
場所 町立幼児学園・保育園
対象 3歳～就学前の集団保育で過ごすことができる児童
利用時間 8時30分～16時30分の間で必要な時間
保育料 1時間300円(町内に住民登録がない児童は450円)
 ※給食費、おやつ代が必要になる場合があります。
 ●乳幼児一時預かり
場所 町立幼児学園・保育園
対象 2か月～3歳未満
利用時間 8時30分～11時30分の間で必要な時間
利用料 (一人当たり30分につき)

児童相談 一気付いてくださいSOS!

子育てについて自分自身が不安を抱えているときや、近隣や職場などで、「もしや」と虐待の疑いを持ったり、虐待の事実を発見したりしたときは、迷わず子育て支援課に相談・通告してください。(電話可。秘密厳守)

○生後12か月未満
 ・町内在住 250円
 ・町外在住 350円
 ○生後12か月以上36か月未満
 ・町内在住 200円
 ・町外在住 300円
 ※町外在住の方については、兄弟姉妹が町立幼児学園・保育園の在園児である場合に限りです。
 ●休日保育
場所 仙石原幼児学園
対象 町内在住で、3歳～就学前の集団保育で過ごすことができる児童
保育日 日曜日、祝日(12月29日～1月3日を除く)
保育料
 ・4時間 1,200円
 ・6時間 1,800円
 ・8時間 2,400円
 ※おやつ代が必要になる場合があります。
定員 1日20人

放課後児童クラブ

保護者の就労などにより、放課後、児童が帰宅しても保護者がいない家庭のお子さんを預かります。
場所
 ◎湯本こどもクラブ(湯本小学校内)
 ◎箱根こどもクラブ(箱根の森小学校内)
 ◎きんときクラブ(仙石原小学校内)
対象 小学校に就学している児童
開所日 月～金曜日(祝日などを除く)および小学校の夏季休業中の土曜日
開所時間 小学校の放課後～18時(夏・冬・春休み期間中は8時～18時・土曜日は8時30分～16時30分)
負担額 児童1人につき月額7,000円(おやつ代含む。ただし、7月は月額8,000円、8月は月額9,000円。利用時間が17時を超える場合は、一回につき別に50円)

大きくなあれ!応援団



はこねっこ誕生祝金の交付

町で出生した第2子以降のお子さんを養育する保護者の方に交付します。
交付額 第2子 10万円
 第3子以降 20万円
申請期間 対象となるお子さんの出生の日から6か月以内

出産費・育児費の助成

一定の所得階層の世帯の方が出産した場合に助成します。
助成額
 ・町民税非課税世帯 5万円
 ・所得税非課税世帯 3万円

乳幼児・児童の医療費の助成

乳幼児や児童が、病気などで受診した際の医療費の自己負担額を助成します。(所得制限なし)
対象 住民登録がある0歳から中学校卒業までの児童

児童手当

児童を養育する家庭の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育している方に対し、手当を支給します。
対象 15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方(所得制限あり)

手当額(月額)
 ・3歳未満 1万5,000円
 ・3歳以上～小学校卒業前 第1子・第2子 1万円
 第3子以降 1万5,000円
 ・中学生 1万円
 ・所得制限額以上の方 5,000円

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師などが訪問し、赤ちゃんの体重測定や授乳、育児や産後の母親の健康状態などについて、相談を受けます。
対象 生後4か月になるまでの赤ちゃんとその家族
訪問日 出生連絡票をもとに日程調整の連絡をした後、訪問します。

ひとり親家庭などの医療費の助成

母子家庭などの方が病気などで受診した際の医療費の自己負担額を助成します。(所得制限あり)
対象 母(父)子家庭または祖父母などの養育者家庭
助成期間 児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで

新規

産後ケア事業

家族などの援助が受けられず、育児支援が必要な産後1年未満のお母さんを産後ケア専門家が訪問し、家事や育児のサポート・助言をします。利用料の補助があります。

未熟児などの医療費の助成

体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。
対象 住民登録があり、出生時の体重が2000g以下、または対象となる症状があるため、指定養育医療機関において入院治療が必要な1歳未満の乳児

みんなが育てる、みんなが育つ



児童扶養手当

18歳未満(障がいがある場合は20歳)の児童がいる母(父)子家庭で、児童を監護している母(父)、または母(父)に代わり養育している方に対し、手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)

特別児童扶養手当

知能または身体に中程度以上の障がいを持つ児童を監護している母(父)、または養育している方に対し、手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)

小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患医療受診券を持っている方で、在宅での療養が認められる方に対し、日常生活用具を給付します。
 ただし、他の制度により用具を受給する方は対象外です。

